

2022年8月19日

各位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役社長 福田道夫
(コード番号:3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 取締役 野崎正徳
電話番号 03-6823-4306

当社株主が「臨時株主総会に関する補足資料」とする記事に対する 当社取締役会の意見に関するお知らせ

2022年8月15日付「2回目となる当社株主に対する警告書の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、当社株主の杉浦元氏（以下「本株主」といいます。）が委任状勧誘行為を行っている事実を確認しております。

本株主は、多数の当社株主に対して、委任状勧誘行為の一環として、本株主を代理人と指定する委任状、「委任状記載要領」、「株式会社オウケイウェイヴ臨時株主総会における議決権の代理行使のお願い」と題した文書、及び「～ 私共が株主提案をした理由等について～」と題した文書等の送付をしております。

今般、当社では、新たに「【株主提案 補足説明資料在中】株式会社オウケイウェイヴ 株主の皆様へ 臨時株主総会に関する補足資料」という封筒を送付している事実、及び、当該封筒の中に、インターネット・メディアであるM&A On lineの2022年8月5日付「オウケイウェイヴに疑惑発覚、CVCを使って資金流出を画策したか」と題した記事（以下「本件記事」といいます。）を同封している事実を把握しましたので、下記のとおり、これに対する当社意見をお知らせいたします。

なお、当社では、2022年8月12日付「当社株主に対する警告書の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」、同月15日付「2回目となる当社株主に対する警告書の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」、同月16日付「当社株主のインターネット上の投稿に対する当社意見の表明及び注意喚起に関するお知らせ」及び同月17日付「当社株主の委任状勧誘書類に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」に記載のとおり、本株主が違法行為及び委任状勧誘規制の違反行為を行っていることから、2022年8月25日開催の当社臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）を適法に成立させるために、本総会において議決権行使を行うことができる全ての株主に対して、議決権行使にあたり本株主の違法行為に対して注意喚起の書面を送付いたしております。

記

1. 本件記事に対する当社意見

- ① 50億円もの取立不能に陥って混乱が続くQ&Aサイト「OKWAVE」の運営会社オウケイウェイヴ<3808>に、疑惑が持ち上がりました。2021年12月に組成したコーポレートベンチャーキャピタル「OK FUND L. P（オウケイファンド エル・ピー）」を使い、資金の流出を画策したのではないかというものです。

当社意見

2022年8月15日付「業績予想と実績値との差異及び引当金並びに減損損失の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、OK FUND L. P（以下「当社CVC」といいます。）の投資先であり当社子会社である株式会社アップライツ（以下「アップライツ」といいます。）及びその子会社において、特にコンサート製作の分野が好調であったため、前回予想を上回る売上高を計上できたものの、アップライツの取引先に対する長期預け金の回収可能性等を勘案し363百万円の貸倒引当金を計上、また、アップライツの株式取得時における将来事業計画からの乖離が生じ、当初想定していた超過収益力が見込めなくなったことから、のれんの減損損失として437百万円を計上しており、多くの関係者の皆様に多大なるご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

本件記事では、当社グループにおいてベンチャー投資を行うために設立された当社CVCでの投資活動、及び、当社CVCの代表者である佐久間将司氏（公認会計士・税理士）が関与していた他社事案のみをもってして、当社経営陣が「資金の流出を画策した」と主張しています。

しかし、当社及び当社CVCの経営陣が、任務に違背して、資金の流出を画策したような事実は把握しておりません。

当社としては、本株主が、このような憶測の記事をもって、本総会における委任状勧誘行為をしていることにつき誠に遺憾に思います。

なお、金融商品取引法施行令第36条の4は、「勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録を利用して、議決権の代理行使の勧誘を行ってはならない。」と定めており、上記のような事実と異なる憶測の記事を利用して委任状勧誘行為をすることは当該規制に抵触するものと考えます。

② 不可解な減資を行ったアップライツ

オウケイウェイヴの買収後、2022年5月25日にアップライツは資本金額を4億4,248万円減少し、資本金を1億円にする減資を行っています。

減資は累積した欠損金を整理したり、節税につながるなどのメリットはあります。しかし、2020年12月末時点での累積赤字額は190万円程度。累積赤字が膨らんでいる形跡はありません。

この減資が節税を狙ったものであることは間違いないにしろ、真の目的が有償減資だったとすれば問題です。

有償減資は株主への配当を目的として行うもの。減資を行った結果、剰余金が生じるために株主に配当を支払うことができます。オウケイウェイヴのアップライツ株の保有比率は52.6%。残りは代表の山田公平氏が保有していると考えられます。

佐久間氏と山田氏の関係が深いのは間違いなく、山田氏を介して流出した株式の買収資金を得ることも不可能ではないでしょう。

この減資も不可解な点が多いです。通常、減資は株主総会の特別決議が必要。当然、株主であるオウケイウェイヴがその意思決定に関わっています。しかし、公告で出されているアップライツの貸借対照表は2020年12月期のもの。本来は株主総会が行われた直前期である2021年12月期の貸借対照表を出さなければなりません。

2020年12月期の貸借対照表はオウケイウェイヴの増資前のものであり、減資によってどのような財務状況になるのかがわかりません。意図的に有償減資を匂わせる痕跡を消しているようにも見受けられます。

手続きが正しく行われていないのであれば、この減資は成立しない可能性もあります。

オウケイウェイヴはこの減資について一切開示をしていません。子会社の減資について開示しなければならない義務はなくても、成長期待の大きい子会社であれば、減資の目的について適切に情報開示をし、株主の理解を得るべきでしょう。減資は会社の信用力を失うことにもなりかねないからです。

当社意見

アップライツは、2022年5月11日付臨時株主総会において、「2022年6月28日をもって、資本金の額を金4億4248万6148円減少して金1億円としたい旨及び減少する資本金の全部をその他資本剰余金とし、準備金とする額は金0円とする旨」の減資の決議をしております。

当該減資は、本件記事のとおり、税務上のメリットを得て実効税率を下げ、創出するキャッシュ・フローを最大化することを目的として実施したものであり、当社及びアップライツの株主共同の利益のために実施したものです。

東京商工リサーチの2021年6月9日付『減資企業』動向調査によれば「2021年3月末までに資本金を減資した企業は3,321社（前年比35.6%）で、1年前と比べ873社増加した。特に、資本金1億円超から1億円以下に減資し、税制上は中小企業として扱われる可能性のある大企業は、997社（同39.4%増）と約4割増えた。」とあり、このような減資は、昨今の経営トレンドであり、ごく一般的な商行為であるとの認識です。

アップライツが減資の後、現在まで、剰余金の配当を行った事実もありません。

また、本件記事では、アップライツが減資の際に官報に掲載した決算公告が2020年12月期であるため、「意図的に有償減資を匂わせる痕跡を消している」、「手続きが正しく行われていないのであれば、この減資は成立しない可能性もあります。」などと主張しておりますが、アップライツは当社子会社となった後、当社の事業年度・決算月である6月に合わせるため、2021年12月25日付臨時株主総会において決算月を12月から6月に変更する定款変更を行っているため、最終貸借対照表が2020年12月期決算となるに過ぎません。

なお、本件記事でも記載のとおり、子会社の減資については、当社の適時開示を求められる事項ではありません。

以上のとおり、本件記事は、確実な資料・根拠もなく、当社及び当社CVCの現経営陣が「資金の流出を画策した」と背任行為を犯したかのように誤認させる記載をしており、このことは極めて遺憾です。

当社としては、本株主が、このような事実と異なる憶測の記事をもって、本総会における委任状勧誘行為をしていることにつき誠に遺憾に思います。

なお、金融商品取引法施行令第36条の4には、「勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録を利用して、議決権の代理行使の勧誘を行ってはならない。」と条文があり、上記は委任状勧誘規制に違反している可能性が高いと史料いたします。

2. 抗議文の送付

以上のことから、当社は、本日、本株主に対して、直ちに、本件記事を利用した委任状勧誘を行うことがないように請求し、また、本件記事を送付した当社株主に対して訂正文書を送付すること（当社は、被害回復のため、本株主が本件記事を当社株主の誰に対して送付しているのか把握

できておりませんので、それについても情報開示を求めます。) を求めました。

当社は、本株主に対しては、本総会での同株主の委任状勧誘行為に関しては、既に警告文を2回、抗議文を2回送付しております。株主がこのような違法行為や委任状勧誘規制の違反行為を行っていることについては、非常に遺憾に思います。

本株主が今回のような本件記事等を用いて委任状勧誘を行ってきた事実は、当社株主の皆様の投票行動に影響を及ぼしていることが予想されるため、本総会の株主総会決議が取消になる可能性があり、当社の企業経営に損失が発生する可能性があります。

3. 当社株主の皆様へ

当社は、本件記事に対して抗議するとともに、本総会において議決権行使を行うことができる当社株主の皆様に対して、本株主が行う委任状勧誘行為の一環として行われた本件記事について注意喚起をいたします。

4. 今後について

本総会の手続きについては、当社は、継続して、本株主に適法な手続きを履践するように求めてまいります。

以 上